

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」第2回提案案件について

●重要無形文化財

- (芸能) くみおどり 組踊 (昭和47年)
- (工芸技術：染織) ゆうきつむぎ 結城紬 (昭和31年)
- (工芸技術：陶芸、漆芸、手漉和紙) ほんみのし 本美濃紙 (昭和44年)

●重要無形民俗文化財

- (風習慣習：祭礼(信仰)) ちちぶまつり 秩父祭の屋台行事と かぐら 神楽 (昭和54年：埼玉)
- 高山祭の屋台行事 (昭和54年：岐阜)
- (風習慣習：年中行事) おが 男鹿のナマハゲ (昭和53年：秋田)

- (風習慣習：娯楽・行事、生産・生業、人生儀礼、社会生活(民俗知識)) みぶ はなたうえ 壬生の花田植 (昭和51年：広島)
- (民俗芸能：神楽) さだしんのう 佐陀神能 (昭和51年：島根)
- (民俗芸能：田楽) なち でんがく 那智の田楽 (昭和51年：和歌山)
- (民俗芸能：風流) あやこおどり 綾子踊 (昭和51年：香川)
- (民俗芸能：渡来芸・舞台芸) しよどんしぼや 諸鈍芝居 (昭和51年：鹿児島)
- (民俗芸能：語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的) たらま ほうねんさい 多良間の豊年祭 (昭和51年：沖縄)

●選定保存技術

- 建造物修理・ もっこう 木工 (昭和51年)
- \* 括弧書の年は指定・選定した年を表す。

平成21年8月末にユネスコに提案書を提出済。

## ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に関する第4回政府間委員会における審議結果について

9月28日(月)から10月2日(金)まで、アラブ首長国連邦のアブダビで開催されているユネスコ無形文化遺産保護条約に関する第4回政府間委員会において、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」の提案案件についての初めての審議が行われた。

その結果、現地時間9月30日(水)16時56分(日本時間9月30日(水)21時56分)、我が国の提案の14件を含む提案総数111件のうち、我が国提案の雅楽等13件を含む76件について「記載」の決議がなされた。

一方、政府間委員会の補助機関における事前の検討で「不記載」の勧告を受けた「木造彫刻修理」を含む35件は、政府間委員会前に全て取り下げられたため、委員会での審議は行われていない。

### <「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産>

#### ●重要無形文化財

- ・雅楽(ががく)
- ・小千谷縮・越後上布(おぢやちぢみ・えちごじょうふ)
- ・石州半紙(せきしゅうばんし)

#### ●重要無形民俗文化財

- ・日立風流物(ひたちふりゅうもの)
- ・京都祇園祭の山鉾行事(きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ)
- ・甌島のトシドン(こしきじまのとしどん)
- ・奥能登のあえのこと(おくのとのあえのこと)
- ・早池峰神楽(はやちねかぐら)
- ・秋保の田植踊(あきうのたうえおどり)
- ・チャッキラコ(ちゃっきらこ)
- ・大日堂舞楽(だいにちどうぶがく)
- ・題目立(だいもくたて)
- ・アイヌ古式舞踊(あいぬこしきぶよう)

計13件

\* 平成13-17年に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された「能楽」、「人形浄瑠璃文楽」及び「歌舞伎」は、既に代表的な一覧表に統合されている。

## 政府間委員会の審議について

政府間委員会の審議は、事前に行われた「補助機関」(\*)の勧告内容に基づき行われ、補助機関で「記載」の勧告を受けた76件について、全て「記載」とする決議がなされた。

また、補助機関で「不記載」の勧告を受けた35件については、政府間委員会前までに全て取り下げられたため、審議は行われていない。

\* 「補助機関」: 委員国6ヶ国で構成された検討機関。事前に「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載提案について検討を行う。本年は、トルコ、エストニア、メキシコ、韓国、ケニア及びアラブ首長国連邦によって構成された。

## 「木造彫刻修理」を取り下げた理由

選定保存技術の「木造彫刻修理」については、記載基準1「条約で定義された無形文化遺産であること」と同基準2「無形文化遺産の認知や文化間の対話の奨励への貢献」に関して説明が十分ではないという理由で、補助機関から「不記載」の勧告を受けた。具体的には、同基準1については、条約の中で「世代から世代への伝承」が無形文化遺産であることの要素とされているが、この点を含む一部について説明が十分でない指摘された。また、同基準2については、「木造彫刻修理」が記載されることによって、どのように無形文化遺産の認知度が高まるかについての説明が十分ではないとの指摘がなされた。なお、「不記載」の勧告を受けた他国の提案の多数に対しても、同様の指摘がなされている。

文化庁としては、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に関して初めての審議であることを踏まえ、外務省と連携協力し、情報収集に努め対応を検討してきたが、

(1) ユネスコ事務局は補助機関の勧告を尊重する方針であることや、日本を除く全ての国が取り下げたこと等の諸般の事情から判断すると、補助機関の勧告を覆して政府間委員会で「記載」の決議を実現しようとすることは極めて困難であると判断したこと、

(2) 政府間委員会で「不記載」の決議を受けた場合には、以後4年間は当該無形文化遺産を提案することはできなくなるが、政府間委員会の開催前に取り下げを行った場合は、この制限は適用されないこと、

等を踏まえ、保存団体である(財)美術院との協議の上、提案を取り下げた。

なお、今後の再提案については、(財)美術院と協議の上、「不記載」の勧告の理由の分析等を踏まえて準備を進めていく予定。

## ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について

ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）への対応について「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」において調査審議を行い、平成20年7月18日に開催された文化財分科会において、その審議結果を了承した。

### 【背景】

無形文化遺産保護条約が、平成15年のユネスコ第32回総会において採択され、18年4月に発効。

無形文化遺産保護条約においては、①締約国による自国内の無形文化遺産についての目録の作成、②人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（「代表一覧表」）の作成、③緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（「危機一覧表」）の作成、が要請されている。

### 【我が国の対応】

#### 1. 目録の作成について

国の指定・選定に係る「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」の一覧を目録としてユネスコ事務局に提出する。

#### 2. 「代表一覧表」への提案について

##### （1）基本的考え方

- ・世界遺産と異なり、各国から提案された無形文化遺産は専門機関による価値の評価を行うことなく、「代表一覧表」に記載されることから、記載の有無によって、我が国の無形文化遺産の価値には何ら影響はない。

##### （2）提案候補の具体的選定方法

- ・日本の文化的多様性を示すため、「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」のそれぞれから選定。
- ・文化財の特徴等に基づき区分ごとに指定の時期が早いものから順に選定。
- ・指定の時期が同じ場合には、地域バランス等を考慮。

#### 3. 「危機一覧表」への提案について

文化財保護法で既に保護措置が確保されているため、「危機一覧表」への提案は当面行わない。